

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令の制定について

令和元年 7 月  
国土交通省

## 背景

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「一括整備法」という。）」が令和元年 6 月 7 日に成立し、同月 14 日に公布されたところである。

一括整備法においては、各法律の成年被後見人等に係る欠格条項を「心身の故障により業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの」等の規定（以下「個別審査規定」という。）へと適正化する改正が行われたため、当該「国土交通省令で定めるもの」を規定する必要があるとともに、土業等においては資格等を取得した後に心身の故障により業務等を適正に行うことができなくなった旨を行政庁が可及的速やかに把握できるよう、関係省令について届出規定を整備する等の規定の整備を行う必要がある。

## 改正の概要

### 1. 個別審査規定について

以下の「整備対象条項」に規定する「国土交通省令で定めるもの」は、精神の機能の障害により（調査等）の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。こととする。

（整備対象条項）

以下の条項は、全て一括整備法による改正後の条項を表すものとする。（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）及び空港法施行令（昭和 31 年政令第 232 号）を除く。）

- ・ 船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 56 条第 3 号及び第 76 条
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 8 条第 10 号（第 17 条において準用する場合を含む。）
- ・ 国際観光ホテル整備法（昭和 24 年法律第 279 号）第 6 条第 1 項第 6 号
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条の 2 第 2 項第 4 号（第 12 条の 3 第 4 項及び第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）第 77 条の 19 第 9 号、第 77 条の 35 の 3 第 9 号、第 77 条の 37 第 5 号（第 77 条の 54 第 2 項及び第 77 条の 56 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 77 条の 59 の 2（第 77 条の 66 第 2 項において準用する場合を含む。）
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 8 条第 3 号、第 10 条の 23 第 5 号（第 22 条の 3 第 2 項及び第 26 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 23 条の 4 第 6 号
- ・ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 43 条の 11 第 7 項第 3 号
- ・ 海事代理士法（昭和 26 年法律第 32 号）第 3 条第 5 号

- ・宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 5 条第 1 項第 10 号、第 18 条第 1 項第 12 号、第 50 条の 2 の 5 第 1 項第 3 号八、第 52 条第 7 号ホ（第 63 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 64 条の 2 第 1 項第 4 号八
- ・航空法第 10 条の 2 第 1 項
- ・旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条第 1 項第 6 号、第 26 条第 1 項第 3 号及び第 41 条第 1 項第 6 号
- ・空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 15 条第 2 項第 3 号
- ・不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 16 条第 7 号
- ・船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和 52 年法律第 96 号）第 7 条第 1 項第 5 号
- ・特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和 56 年法律第 28 号）第 3 条第 1 項第 6 号
- ・鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 6 条第 4 号（第 38 条において準用する場合を含む。）
- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 8 条第 5 号、第 26 条第 3 号、第 45 条第 3 号及び第 62 条第 3 号
- ・マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 30 条第 1 項第 6 号、第 47 条第 7 号及び第 59 条第 1 項第 7 号
- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 11 条第 1 項第 5 号及び第 26 条第 5 号
- ・民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）附則第 14 条第 2 項第 4 号ホ
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 40 条第 5 号及び第 57 条第 3 号
- ・住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 25 条第 1 項第 1 号及び第 49 条第 1 項第 1 号
- ・空港法施行令第 7 条第 2 号八

また、以下の「整備対象条項」に掲げる免許等においては、「心身の故障により業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの」等に該当すると判断される場合に、免許等を与えるか否かが国土交通大臣等の裁量に委ねられているところ、当該免許等を与えるか否かの判断に当たっては、申請者が現に受けている治療等により障害の程度が軽減している状況を考慮しなければならないこととする。

（整備対象条項）

以下の条項は、全て一括整備法による改正後の条項を表すものとする。

- ・建築基準法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づく建築物調査員資格者証の交付、同法第 12 条の 3 第 3 項の規定に基づく建築設備等検査員資格者証の交付、同法第 77 条の 58 第 1 項の規定に基づく建築基準適合判定資格者の登録
- ・建築士法第 4 条第 1 項の規定に基づく一級建築士の免許及び同条第 2 項の規定に基づく二級建築士若しくは木造建築士の免許

船員職業安定法第 55 条第 3 項に規定する国土交通省令で定める船員派遣事業の許可申請書に添付する書類について、船員職業安定法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 32 号）に新たに、申請者が法人である場合にあっては、役員（役員が未成年である場合には法定代理人）派遣元責任者、また、申請者が個人である場合にあっては、申請者（申請者が未成年である場合には法定代理人）が、精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を行うことができないおそれがある者である場合には、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出することという規定を追加する。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条の 2 第 2 項に規定する「まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体」に係る要件について規定する都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）のうち、役員のうち成年被後見人又は被保佐人に該当する者が存在しないことという要件を削除し、新たに、役員のうち精神の機能の障害によりまちづくりの推進に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことという要件を創設する。

## 2. 届出規定について

以下の「整備対象条項」における「国土交通省令で定める場合」は、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となった場合とすることとする。

（整備対象条項）

以下の条項は、全て一括整備法による改正後の条項を表すものとする。

- ・ 建築基準法第 77 条の 61 第 3 号（第 77 条の 66 第 2 項において準用する場合を含む。）
- ・ 建築士法第 8 条の 2 第 3 号

「心身の故障により業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの」等に該当しないものとして登録等を受けた者が、当該登録等を受けた後に、精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが出来ない状態となった場合は、省令で定める届出者が、省令で定める届出先に届け出るものとする。

（届出規定を置くものの例を示した表）

	登録等を受けた者	届出者	届出先
(1)	海難審判法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 8 号）第 22 条に規定する海事補佐人	海事補佐人又はその法定代理人若しくは同居の親族	海難審判所長
(2)	建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 6 条の 6 に規定する特定建築物調査員、建築設備検査員、防火設備検査員、昇降機等検査員）又は	特定建築物調査員（建築設備検査員、防火設備検査員、昇降機等検査員）又は	国土交通大臣

	員及び昇降機等検査員	その法定代理人若しくは同居の親族	
(3)	海事代理士法第 1 条に規定する海事代理士	海事代理士又はその法定代理人若しくは同居の親族	所轄地方運輸局長
(4)	航空法第 10 条の 2 第 1 項に規定する耐空検査員	耐空検査員又はその法定代理人若しくは同居の親族	国土交通大臣
(5)	旅行業法第 3 条の規定により登録を受けた旅行業者代理業者	旅行業者代理業者又はその法定代理人若しくは同居の親族	登録行政庁（旅行業者代理業者が現に登録を受けている行政庁をいう。）
(6)	旅行業法第 23 条の規定により登録を受けた旅行サービス手配業者	旅行サービス手配業者又はその法定代理人若しくは同居の親族	主たる営業者の所在地を管轄する都道府県知事
(7)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 2 条第 5 号に規定するマンション管理士及び同条第 9 号に規定する管理業務主任者	マンション管理士（管理業務主任者）又はその法定代理人若しくは同居の親族	国土交通大臣
(8)	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 8 条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）又は同法第 11 条第 1 項第 6 号に規定する法定代理人若しくは同項第 7 号に規定する役員	登録事業者又はその法定代理人若しくは同居の親族	都道府県知事

また、届出を行う場合においては、「病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書」の添付を求めることとする。

### 3. ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則（昭和 26 年運輸省令 77 号）の一部改正

モーターボート競走法（昭和 26 年法律 242 号）第 7 条に規定する選手、審判員及び検査員

の登録について、欠格事由の要件から成年被後見人又は被保佐人を削除する。

#### 4. その他

個別審査規定の創設に伴う各種申請書書式の改正等、所要の改正を行うものとする。

#### 今後のスケジュール（予定）

公布：令和元年8月下旬

施行：令和元年9月14日

- ・ 下記以外の26省令

うち、空港法施行規則（昭和31年運輸省令第41号）については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理等に関する政令案（仮称）による空港法施行令の改正に伴う改正箇所以外の部分に限る。

令和元年12月1日

- ・ 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）
- ・ 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成20年国土交通省令第37号）（一括整備法による建築士法第9条の改正に伴う改正箇所及び本省令による建築士法施行規則の改正に伴う改正箇所に限る。）

令和元年12月14日

- ・ 空港法施行規則（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整理等に関する政令案（仮称）による空港法施行令の改正に伴う改正箇所に限る。）
- ・ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成25年国土交通省令第63号）
- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）